

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和5年3月23日

独立行政法人水資源機構
筑後川局長 平山 周作

1. 目的

この歩掛参考見積の依頼は、筑後川局管内で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を依頼するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者、資機材の人数等を記載して提出して下さい。なお、参考見積書の様式は問いません。
提出期間：令和5年4月7日(金) から令和5年4月11日(火) まで
持参する場合は、上記期間の土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (2) 提出先
独立行政法人水資源機構 筑後川局長 平山 周作 宛
【担当】総務課 佐藤
〒830-0032 福岡県久留米市東町 42-21 日本生命久留米駅前ビル 4F
TEL 0942-34-7001 FAX 0942-37-8386
- (3) 提出方法
書面は持参、郵送又はファクシミリ（社印があること）により提出するものとします。

4. 参考見積内容

- (1) 作業項目及び作業内容
業務内容の詳細については、別紙-1 に示す業務内容について、別紙-2 の項目毎に必要な技術者の員数を検討ください。
- (2) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲
 - ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（調査等編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
 - ② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記（1）「作業項目、作業内容」を実施する為に必要な技術者、資機材の人数等を徴取します。
 - ③ 見積の有効期限は、令和6年3月31日まででお願いします。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和5年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 依頼書に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和5年3月23日(木) から令和5年4月5日(水) まで

持参する場合は、上記期間の土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所：2. (2) に同じ。

(3) 提出方法：2. (3) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和5年4月6日(木) から令和5年4月11日(火) まで

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. その他

(1) この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

(2) 提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

業務内容

第１節 業務目的

本業務は、既存施設である筑後大堰の有効活用方策について検討を行うものである。

第２節 業務内容

2-1 計画準備

受注者は、設計図書及び貸与資料等に基づき業務目的及び業務内容を十分に把握したうえで、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

2-2 現地調査

受注者は、検討に先立って現地調査を行い、貸与資料と現地との整合性を確認するものとする。

2-3 設計条件の確認

受注者は、筑後大堰施設及び筑後大堰貯水池内における利水取水施設の設計上の基本的条件について確認を行うものとする。

2-4 実績データの整理

筑後大堰管理開始以降における、渇水時での筑後大堰施設及び利水取水施設運用実績に着目し、筑後大堰諸量及びゲート等操作記録データ、利水取水実績データ、瀬ノ下地点流量、操作に関連する筑後大堰下流の水位（朔望平均満潮位及び干潮位）との関係を整理する。

2-5 有効活用方策の検討

既存施設である筑後大堰を有効活用する方策について検討を行い、取りまとめるものとする。取りまとめにあたっては、筑後大堰の機能向上に資する方策の提案も含むものとする。

2-6 有効活用方策に伴う施設への影響と必要な対応等の検討

有効活用方策の一つとして最低水位を変化させ河道容量を有効活用する場合（※）について、下記①～③について実施し、取りまとめるものとする。

- ① 既存施設上の制限の整理
- ② ①の制限に対応するために必要と考えられる施設改良方策の検討
- ③ ②で整理した方策における各施設への影響（構造、管理・運用等）

※最低水位を変化させた場合の検討ケース（４ケース）：

- 既存施設（筑後大堰）及び利水者の取水施設の改良を伴わない水位
- 既存施設（筑後大堰）の改良は伴うが、利水者の取水施設の改良を伴わない水位
- 既存施設（筑後大堰）の改良は伴わないが、利水者の取水施設の改良を伴う水位
- 既存施設（筑後大堰）及び利水者の取水施設の改良を伴う水位

2-7 調査・検討項目の提案

【別紙－１】

受注者は本業務の検討結果を基に、課題等を整理し、今後必要となる調査・検討項目を提案するものとする。

2-8 報告書作成

各項目の結果をとりまとめ、報告書を作成するものとする。

以上

